

奈良県高等学校等奨学金 新規貸与者募集のお知らせ

この制度は、高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与する制度です。

この制度の特徴

- 奈良県が無利子で貸与します
- 貸与には要件があります
- 卒業後に返還が必要です
- 6ヶ月分ずつ、年2回に分けて生徒名義の口座に入金します
- 「修学支援奨学金」と「育成奨学金」の2種類があります

対象者

- 修学支援奨学金と育成奨学金で要件が異なります
- 対象者は右の①～⑤を全て満たす人です

【修学支援奨学金】

- ① 高等学校(中等教育学校後期課程を含む)又は高等専門学校の在學生
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資*の貸与、又は給付を受けていない人

※④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

【育成奨学金】

- ① 高等学校(中等教育学校後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)の在學生
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好(評定平均値 3.0 以上)であると認められる人
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資*の貸与、又は給付を受けていない人

※④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0倍)以内であること

* 国の制度である就学支援金と奨学給付金は、この奨学金と合わせて受けられます。

貸与額と貸与方法

- 貸与額は、学校の種類と通学方法で決まります

【貸与月額】

	国公立	私立
基本額	18,000円 (5,000円)	30,000円 (17,000円)
増額	自宅外から通学 +5,000円(+5,000円)	
	へき地から通学 +12,000円(——)	

※()は生活保護の高等学校等就学費受給者の額

【貸与方法】

前期分(4月～9月)
後期分(10月～翌3月)
に分けて、半年に1回、生徒自身の口座に振り込みます

【振込時期】

1年目 ……8月、10月
2年目以降…4月、10月

返還について

- 卒業後、所定の方法で返還していただきます

【返還期間】

高校等卒業後、10年以内
(条件により返還猶予制度あり)

【返還方法】

- ・月賦(毎月一定額を返還)
 - ・半年賦(年2回一定額を返還)
 - ・一括(全額をまとめて返還)
- 上記の3つから卒業時に選択

【利率】

無利子
(ただし、延滞した場合は、
延滞分に年利10.95%が
加算されることとなっています)

申し込み方法

- 申請したい方は最初に必ず在籍校に申し出てください
- 学校への提出期限を守ってください

【必要書類】

- ・貸与申請書等一式
(用紙は在籍校で受け取ってください)
- ・住民票謄本(記載事項が省略されていないもの)
- ・世帯全員の所得に関する証明
市町村長発行の課税証明書
市町村長発行の非課税証明書
生活保護受給証明書 等
- ・連帯借受人の印鑑登録証明書

【提出先】

必要書類をそろえて在籍している
学校の奨学金担当窓口を通じて、
奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出してください

【学校への提出期限】

令和6年 5月7日 (木)

※世帯状況により、他の書類も必要になる場合があります

お問合せ先等

【お問い合わせ先】

- ① 在籍校の奨学金担当窓口
- ② 県教育委員会学校支援課 0742-27-9859
(平日 8:30~17:15)

【より詳しく知りたい人は】



奈良県高等学校等奨学金のページ
<http://www.pref.nara.jp/13014.htm>
(左のQRコードからもアクセスできます)